

(4) 平成16年度の積立比率

平成16年度の積立比率の実績と将来見通しを再度まとめておくと次の図表3-5-5のとおりで、私学共済を除いて実績が将来見通しを上回っており、厚生年金で0.1、国共済で0.6(時価ベースでは0.7、以下同じ。)、地共済で0.7(0.8)上回った。私学共済では、実績が将来見通しを1.0(0.8)下回った。

図表3-5-5 平成16年度積立比率の実績と平成11年財政再計算における将来見通しとの乖離状況

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成16年度積立比率 実績	[6.3]	7.2 [7.3]	10.9 [10.9]	10.5 [10.6]
将来見通し	6.2	6.6	10.1	11.5
乖離 (=実績-将来見通し)	[0.1]	0.6 [0.7]	0.7 [0.8]	△ 1.0 [△ 0.8]
乖離の割合 (実績/将来見通し-1) (%)	[2.0]	9.3 [10.8]	7.2 [7.5]	△ 8.6 [△ 7.3]

注1：[]内の数値は、時価ベースのものである。

注2：厚生年金の実績は、厚生年金基金の最低責任準備金などを加えた財政再計算ベースのもの(第3節で「実績推計」としていたもの)である。

注3：平成16年度積立比率の将来見通しは、平成16年改正による、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担のうちの定額分、国共済・地共済の財政単位の一元化を反映させた数値であり、年金数理部会にて推計した。

(5) 積立比率の乖離の発生要因別分解方法

平成16年度の積立比率の実績が11年財政再計算における将来見通しと乖離した要因として次のものを考え、それぞれが寄与した分を計算する^{注1}。

○前年度末積立金が将来見通しと異なっていたこと

○総合費用^{注2}が将来見通しと異なったこと

注1 各要因が平成16年度末の積立金の将来見通しとの乖離に与えた寄与分の計算方法は、章末の補遺4参照のこと。本節で行う各要因の寄与分の計算は、補遺4で示した算式・計算順による場合のものである。一般に、寄与分の計算は計算の仕方によって結果が若干動くことがあることに留意されたい。

注2 「実質的な支出-国庫・公経済負担」のことで、総合費用率の算出に使用される。

(6) 積立比率の乖離分析結果

—積立比率の乖離の発生は、国共済、地共済で総合費用、私学共済で積立金の乖離から—

この計算結果によると（図表3-5-6）、平成16年度の積立比率が11年財政再計算における将来見通しを上回った乖離の大部分は、国共済、地共済で総合費用が将来見通しを下回ったことから発生したものであることがわかる。国共済の乖離0.6に対して総合費用の乖離分の寄与は0.7（時価ベースでは、乖離0.7に対して0.7）、地共済の乖離0.7に対しては1.6（時価ベースでは、乖離0.8に対して1.6）となっている。ただし、前年度末積立金の乖離は、積立比率を減少させる方向に寄与し、地共済では総合費用の乖離分の寄与を半減させている。

また、私学共済では、積立比率の乖離は、前年度末積立金が将来見通しを下回ったために発生した分が最も大きいことがわかる。積立比率の実績が将来見通しを1.0下回った乖離のうち、前年度末積立金の乖離分が0.9（時価ベースでは、0.8のうち0.8）であった。

図表3-5-6 平成16年度積立比率の実績と平成11年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済	地共済	私学共済			
16年度積立比率の将来見通しとの乖離							
（再掲 実績－将来見通し）	[0.1]	0.6	[0.7]	0.7	[0.8]	△ 1.0	[△ 0.8]
前年度末積立金	[△ 0.5]	△ 0.1	[0.0]	△ 0.8	[△ 0.8]	△ 0.9	[△ 0.8]
総合費用	[0.6]	0.7	[0.7]	1.6	[1.6]	△ 0.1	[△ 0.1]
16年度積立比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	%	%	%	%	%	%	%
	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
前年度末積立金	[△ 365]	△ 14	[3]	△ 116	[△ 105]	93	[91]
総合費用	[465]	114	[97]	216	[205]	7	[9]

注：[]内の数値は、時価ベースのものである。

「前年度末積立金が将来見通しと異なること」の寄与分をさらに、前節の積立金の乖離分析でみたのと同様に、前年度末の積立金と名目運用利回りや運用収入以外の収支残が、累積して将来見通しと異なったことが考えられるので、この寄与分について、

○11年度末の積立金が将来見通しと異なったこと^{注1}の寄与分

○12～16年度の各々について名目運用利回りが将来見通しと異なっていたことの寄与分

○13～16年度の各々について運用収入以外の収支残^{注2}が将来見通しと異なったこと
との寄与分

に分けた。また、「総合費用が将来見通しと異なること」の寄与分についても、毎年度の年金改定率が将来見通しと異なったことが考えられるので、この寄与分をさらに、

○12年度の総合費用が将来見通しと異なったこと^{注1}の寄与分

○13～16年度の各々の年金改定率が将来見通しと異なっていたことの寄与分

○13～16年度の各々の年金改定率以外の要因が将来見通しと異なったこと^{注3}の寄与分

に分けた^{注4}。

注1 各制度の将来見通しは、平成12年度以降に関し作成されているので、平成12年度以前の乖離の寄与までは遡らなかった。

注2 運用収入以外の収支残とは、運用収入以外の収支項目でみた収支残のことである。

注3 受給者数や被保険者数の乖離など人口要素を含んでいることになる。

注4 計算方法の詳細は章末の補遺4参照のこと。

結果は次の図表3-5-7のとおりである。この要因分解の結果によると、

- 1) 名目運用利回りが平成11年財政再計算における将来見通しと異なったことの寄与は、総じてマイナス（16年度積立比率を減らす方向に作用）であったこと
 - 2) 総合費用が平成11年財政再計算における将来見通しと異なったことの寄与は、プラス（16年度収支比率を増す方向に作用）であったこと
- などがわかる。

図表 3-5-7 平成16年積立比率の実績と平成11年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済	地共済	私学共済			
16年度積立比率の将来見通しとの乖離 (実績-将来見通し)	[0.1]	0.6	[0.7]	0.7	[0.8]	△1.0	[△0.8]
前年度積立金	[△0.5]	△0.1	[0.0]	△0.8	[△0.8]	△0.9	[△0.8]
11年度末積立金の乖離分	[0.0]	0.0	[0.2]	0.1	[0.1]	△0.0	[△0.0]
12年度	[△0.1]	0.1	[0.0]	△0.2	[△0.2]	△0.1	[△0.1]
名目運用利回り	[△0.1]	△0.1	[△0.2]	△0.1	[△0.1]	△0.1	[△0.1]
運用収入以外の収支残	[△0.0]	0.2	[0.2]	△0.1	[△0.1]	△0.0	[△0.0]
13年度	[△0.1]	△0.1	[△0.1]	△0.2	[△0.2]	△0.2	[0.2]
名目運用利回り	[△0.1]	△0.1	[△0.2]	△0.2	[△0.2]	△0.1	[△0.1]
運用収入以外の収支残	[△0.0]	0.0	[0.0]	△0.0	[△0.0]	△0.0	[△0.0]
積立金評価の時価ベースへの変更							[0.3]
14年度	[△0.2]	△0.1	[△0.1]	△0.2	[△0.5]	△0.3	[△0.5]
名目運用利回り	[△0.2]	△0.1	[△0.1]	△0.2	[△0.2]	△0.2	[△0.5]
運用収入以外の収支残	[0.0]	0.0	[0.0]	△0.0	[△0.0]	△0.1	[△0.1]
積立金評価の時価ベースへの変更					[△0.3]		
15年度	[△0.0]	△0.1	[0.0]	△0.2	[0.1]	△0.3	[△0.2]
名目運用利回り	[0.0]	△0.1	[△0.0]	△0.2	[0.1]	△0.2	[△0.2]
運用収入以外の収支残	[△0.1]	0.0	[0.0]	△0.0	[0.0]	△0.1	[△0.1]
総合費用	[0.6]	0.7	[0.7]	1.6	[1.6]	△0.1	[△0.1]
12年度総合費用の乖離分	[0.2]	0.2	[0.2]	0.6	[0.6]	0.2	[0.2]
13年度	[0.1]	0.1	[0.1]	0.4	[0.4]	0.0	[0.0]
年金改定率	[0.1]	0.1	[0.1]	0.2	[0.2]	0.2	[0.2]
年金改定率以外	[△0.0]	△0.0	[△0.0]	0.2	[0.2]	△0.2	[△0.2]
14年度	[0.0]	0.1	[0.1]	0.3	[0.3]	0.0	[0.0]
年金改定率	[0.1]	0.1	[0.1]	0.2	[0.2]	0.2	[0.2]
年金改定率以外	[△0.1]	△0.0	[△0.0]	0.1	[0.1]	△0.2	[△0.2]
15年度	[0.2]	0.2	[0.2]	0.1	[0.1]	△0.4	[△0.4]
年金改定率	[0.2]	0.2	[0.2]	0.2	[0.2]	0.3	[0.3]
年金改定率以外	[0.0]	△0.0	[△0.0]	△0.1	[△0.1]	△0.7	[△0.7]
16年度	[0.1]	0.1	[0.1]	0.2	[0.2]	0.2	[0.2]
年金改定率	[0.1]	0.1	[0.1]	0.2	[0.2]	0.2	[0.2]
年金改定率以外	[△0.0]	0.0	[0.0]	△0.0	[△0.0]	△0.0	[△0.0]
16年度積立比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	%	%	%	%	%	%	%
前年度積立金	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
11年度末積立金の乖離分	[△365]	△14	[3]	△116	[△105]	93	[91]
12年度	[△93]	18	[5]	△28	[△28]	13	[15]
名目運用利回り	[△84]	△12	[△21]	△20	[△19]	11	[12]
運用収入以外の収支残	[△10]	30	[26]	△8	[△8]	3	[3]
13年度	[△89]	△12	[△19]	△30	[△29]	19	[△19]
名目運用利回り	[△68]	△18	[△25]	△27	[△27]	15	[17]
運用収入以外の収支残	[△22]	7	[6]	△2	[△2]	4	[5]
積立金評価の時価ベースへの変更							[△41]
14年度	[△147]	△14	[△16]	△34	[△69]	27	[63]
名目運用利回り	[△150]	△17	[△20]	△33	[△32]	20	[55]
運用収入以外の収支残	[3]	3	[4]	△2	[△1]	7	[8]
積立金評価の時価ベースへの変更					[△35]		
15年度	[△39]	△8	[4]	△34	[10]	30	[28]
名目運用利回り	[32]	△15	[△2]	△33	[10]	21	[19]
運用収入以外の収支残	[△71]	6	[6]	△1	[0]	10	[10]
総合費用	[465]	114	[97]	216	[205]	7	[9]
12年度総合費用の乖離分	[183]	34	[29]	85	[81]	△15	[△18]
13年度	[75]	15	[13]	53	[51]	△1	[△1]
年金改定率	[78]	17	[15]	23	[21]	△17	[△20]
年金改定率以外	[△3]	△2	[△2]	31	[29]	16	[19]
14年度	[6]	17	[14]	37	[35]	△0	[△1]
年金改定率	[76]	17	[14]	22	[21]	△17	[△20]
年金改定率以外	△71	△0	[△0]	15	[14]	[16]	19
15年度	[137]	26	[22]	17	[16]	40	[47]
年金改定率	[122]	27	[23]	34	[32]	△27	[△32]
年金改定率以外	[15]	△1	[△0]	△17	[△16]	67	[78]
16年度	[65]	22	[19]	23	[22]	△16	[△19]
年金改定率	[89]	20	[17]	25	[24]	△21	[△25]
年金改定率以外	[△24]	3	[2]	△2	[△2]	5	[6]

注：[]内の数値は、時価ベースのものである。

次に乖離の発生要因を主な要因別に年次の合計を計算し、大別して眺めると図表3-5-8のようになる。

各制度とも名目運用利回りが将来見通しを下回ったことが、積立比率が将来見通しを下回る方向に寄与する一方で、年金改定率が将来見通しを下回ったことが、将来見通しを上回る方向に寄与している。

厚生年金、国共済、地共済では、総合費用が将来見通しを下回ったことによる寄与が、前年度末積立金が将来見通しを下回ったことによる寄与を打ち消して、まだ余りある状況であるが、私学共済では、総合費用が将来見通しを上回り、積立比率を減少させている。その要因をみると、他の制度に比較して、平成13～16年度の年金改定率以外の要因が積立比率を減少させる方向に大きく寄与していることがわかる。

図表3-5-8 平成16年度積立比率の実績と平成11年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する主な要因の寄与分

(図表3-5-7の組替え)

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済		地共済		私学共済	
16年度積立比率についての乖離(実績-将来見通し)	[0.1]	0.6	[0.7]	0.7	[0.8]	△ 1.0	[△ 0.8]
前年度末積立金	[△ 0.5]	△ 0.1	[0.0]	△ 0.8	[△ 0.8]	△ 0.9	[△ 0.8]
11年度末積立金の乖離分	[0.0]	0.0	[0.2]	0.1	[0.1]	△ 0.0	[△ 0.0]
名目運用利回り(12～15年度)	[△ 0.3]	△ 0.4	[△ 0.5]	△ 0.8	[△ 0.5]	△ 0.6	[△ 0.9]
運用収入以外の収支残(12～15年度)	[△ 0.1]	0.3	[0.3]	△ 0.1	[△ 0.1]	△ 0.2	[△ 0.2]
その他	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[△ 0.3]	0.0	[0.3]
総合費用	[0.6]	0.7	[0.7]	1.6	[1.6]	△ 0.1	[△ 0.1]
12年度総合費用の乖離分	[0.2]	0.2	[0.2]	0.6	[0.6]	0.2	[0.2]
年金改定率(13～16年度)	[0.5]	0.5	[0.5]	0.8	[0.8]	0.8	[0.8]
年金改定率以外(13～16年度)	[△ 0.1]	0.0	[0.0]	0.2	[0.2]	△ 1.0	[△ 1.0]
16年度積立比率についての乖離を100としたときの構成比	[100]	%	%	%	%	%	%
前年度末積立金	[△ 365]	△ 14	[3]	△ 116	[△ 105]	93	[91]
11年度末積立金の乖離分	[3]	3	[29]	10	[10]	3	[4]
名目運用利回り(12～15年度)	[△ 269]	△ 62	[△ 68]	△ 113	[△ 68]	66	[103]
運用収入以外の収支残(12～15年度)	[△ 99]	45	[42]	△ 13	[△ 12]	24	[26]
その他	[0]	0	[0]	0	[△ 35]	0	[△ 41]
総合費用	[465]	114	[97]	216	[205]	7	[9]
12年度総合費用の乖離分	[183]	34	[29]	85	[81]	△ 15	[△ 18]
年金改定率(13～16年度)	[365]	80	[69]	103	[98]	△ 82	[△ 96]
年金改定率以外(13～16年度)	[△ 83]	0	[0]	27	[26]	104	[122]

注：[]内の数値は時価ベースのものである。

(7) 収支比率と積立比率の乖離の度合い

一概して収支比率の乖離がより大きいのは、保険料収入や運用収入の乖離のため一

平成16年度の収支比率及び積立比率の実績は、平成11年財政再計算における将来推計から乖離しているが、各々の乖離の割合は図表3-5-1及び図表3-5-5に示したとおり、国共済を除いて収支比率の乖離の方が積立比率の乖離より大きいことがわかる。収支比率及び積立比率の乖離に対する主な要因の寄与分を図表3-5-4及び図表3-5-8

でみたが、図表3-5-9は、各々の財政指標の乖離に対する主な要因の寄与分を総合費用の乖離の寄与分を100とした指数で表したものである。

厚生年金では、収支比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100とすると、保険料収入は△208、運用収入は△76となっているが、積立比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100とすると、前年度積立金は△79であった。積立比率と収支比率の乖離要因の寄与の度合いを対比させると、保険料収入の乖離が、運用収入の乖離や前年度末積立金の乖離よりも大きく寄与していることがわかる。

また、地共済では、保険料収入、運用収入の乖離が、前年度末積立金の乖離より大きく寄与し、私学共済では運用収入の乖離が前年度末積立金の乖離より大きく寄与し、ともに収支比率の乖離を積立比率の乖離より大きくしていることがわかる。

国共済では、前年度末積立金の乖離が小さく、総合費用の乖離の寄与をほとんど打ち消さず、積立比率の乖離は大きいままである。収支比率の乖離については、保険料収入や運用収入の乖離によって、総合費用の乖離の寄与がある程度縮小されている。このことから収支比率の乖離は積立比率の乖離よりも小さいものとなっている。

図表3-5-9 平成16年度収支比率及び積立比率の実績と平成11年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100とした主な要因の寄与分の指数

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
収支比率の乖離の割合（実績/将来見通し-1）（%）【図表3-5-1の一部を再掲】	[19.8]	6.6 [5.1]	20.5 [4.1]	26.2 [14.2]
収支比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100としたときの指数（図表3-5-4の基準替え）				
総合費用	[100]	100 [100]	100 [100]	100 [100]
12年度総合費用の乖離分	[35]	27 [27]	36 [36]	△ 219 [△ 219]
年金改定率(13~16年度)	[84]	72 [72]	52 [52]	△ 1186 [△ 1186]
年金改定率以外(13~16年度)	[△ 19]	0 [0]	12 [12]	1505 [1505]
保険料収入	[△ 208]	△ 68 [△ 67]	△ 102 [△ 90]	1053 [960]
12年度保険料収入の乖離分	[△ 49]	21 [21]	△ 37 [△ 32]	550 [499]
名目賃金上昇率(13~16年度)	[△ 108]	△ 101 [△ 100]	△ 66 [△ 58]	1152 [1055]
名目賃金上昇率以外(13~16年度)	[△ 52]	12 [12]	1 [1]	△ 649 [△ 595]
運用収入	[△ 76]	△ 91 [△ 79]	△ 108 [△ 36]	2234 [976]
15年度以前発生分	[△ 8]	△ 2 [0]	△ 9 [△ 13]	258 [292]
16年度発生分	[△ 68]	△ 89 [△ 79]	△ 99 [△ 23]	1975 [684]
積立比率の乖離の割合（実績/将来見通し-1）（%）【図表3-5-5の一部を再掲】	[2.0]	9.3 [10.8]	7.2 [7.5]	△ 8.6 [△ 7.3]
積立比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100としたときの指数（図表3-5-8の基準替え）				
前年度末積立金	[△ 79]	△ 12 [3]	△ 54 [△ 51]	1273 [1071]
11年度末積立金の乖離分	[1]	3 [30]	5 [5]	45 [44]
名目運用利回り(12~15年度)	[△ 58]	△ 55 [△ 70]	△ 52 [△ 33]	904 [1201]
運用収入以外の収支残(12~15年度)	[△ 21]	40 [43]	△ 6 [△ 6]	324 [302]
その他	[0]	0 [0]	0 [△ 17]	0 [△ 476]
総合費用	[100]	100 [100]	100 [100]	100 [100]
12年度総合費用の乖離分	[39]	29 [29]	39 [39]	△ 211 [△ 211]
年金改定率(13~16年度)	[79]	70 [70]	48 [48]	△ 1120 [△ 1120]
年金改定率以外(13~16年度)	[△ 18]	0 [0]	13 [13]	1430 [1430]

注：[]内の数値は時価ベースのものである。

補遺1

平成16年度の実績と平成11年財政再計算における

将来見通しとの比較のための加工について

平成11年財政再計算における平成16年度以降の将来見通しには、当然のことながら平成16年の制度改革は織り込まれていない。したがって、平成16年度の実績と平成11年財政再計算における将来見通しとの比較において、単純に差をとって違いをみても、その違いには、経済要素や人口要素のほかに制度改革要素に起因するものも含むので、分析が複雑になる。そこで、単純化のため、財政に影響を与える主な制度改革を既存の平成11年財政再計算における将来見通しに反映させ、加工した推計値と平成16年度の実績とを比較することにより、その違いの要因を経済要素や人口要素などに限定し、制度改革要素に起因するものを除外することとする。

財政に影響を与える主な制度改革は、①保険料率の引上げ、②基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の引上げ、③国共済、地共済の財政単位の一元化である。

平成11年財政再計算の保険料拠出計画では、当時の経済状況に配慮して、当面、保険料率を据え置くが、平成16年度途中から5年ごとに一定幅で引き上げるものとしていた。平成16年度途中から保険料率を引き上げることについては、平成16年改正でも同様であるが、財政の均衡を将来にわたるすべての期間で考慮する方式(永久均衡方式)に基づく平成11年財政再計算とは異なり、現時点で視野に入れる有限期間をあらかじめ設定し、その有限期間において財政の均衡を図る方式(有限均衡方式)に基づいて毎年、一定幅で引き上げることとなり、平成16年度の実際の引上げ幅は、平成11年再計算の将来見通しよりは小さいものとなっている。

また、平成11年財政再計算では、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担割合は1/3で固定されていたが、平成16年改正では1/3から1/2に引き上げる途上における平成16年度においては、基礎年金拠出金の1/3に加えて、年金課税の適正化の2ヶ月分の財源に相当する額が国庫・公経済負担となる。

なお、平成16年改正に基づき、国共済と地共済の財政単位の一元化として、地共済から国共済への財政調整拠出金が発生しているが、これも平成11年財政再計算では見込まれていない。

以下に、財政に影響を与える主な制度改革の平成11年財政再計算との対照表を示す。

①保険料率の引上げ

	平成16年改正	平成11年財政再計算
厚生年金	10月から13.58%→13.934%	10月から13.58%→15.50%
国共済	10月から14.38%→14.509%	10月から14.38%→*16.53% (18.39%→21.19%)
地共済	10月から12.96%→13.384%	12月から12.96%→*14.72% (16.56%→18.86%)

注：() は標準報酬ベースであり、*は総報酬ベースへ換算した推定値。

②基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の引上げ

	平成16年改正	平成11年財政再計算
厚生年金	基礎年金拠出金の1/3+20,628,576,000円	基礎年金拠出金の1/3
国共済	基礎年金拠出金の1/3+780,264,000円	基礎年金拠出金の1/3
地共済	基礎年金拠出金の1/3+2,127,646,000円	基礎年金拠出金の1/3
私学共済	基礎年金拠出金の1/3+258,687,000円	基礎年金拠出金の1/3
国民年金	基礎年金拠出金の1/3+5,755,716,000円	基礎年金拠出金の1/3

③国共済、地共済の財政単位の一元化

	平成16年改正	平成11年財政再計算
国共済	財政調整拠出金収入 70,828,444,000円	—
地共済	財政調整拠出金 70,828,444,000円	—

平成11年財政再計算結果における将来見通し(平成16年度)を次のように加工することとする。

保険料収入は、被保険者数、1人当たりの標準報酬総額のほかに保険料率の違いによっても差が生じる。

実績と平成11年財政再計算での保険料率の違いの影響を消すために、被保険者数や1人当たりの標準報酬総額は平成11年財政再計算のままで、平成16年制度改正の保険料率の引上げが行われたとしたら保険料収入はどうであったろうかということを考える。保険料収入は、保険料率とその実施月数に比例する。そこで、年度の延べ保険料率の比を乗じて加工すれば、保険料率の違いだけを解消した保険料収入が得られることとなる。詳細は以下のとおりである。

第3章◆平成11年財政再計算結果との比較

【保険料収入】：次の率(A)を平成11年財政再計算における平成16年度保険料収入に乗ずる。変化率を α とする。 $A = 1 + \alpha$

厚生年金	$(13.58\% \times 6 + 13.934\% \times 6) / (13.58\% \times 6 + 15.50\% \times 6)$
国共済	$(14.38\% \times 6 + 14.509\% \times 6) / (14.38\% \times 6 + *16.53\% \times 6)$
地共済	$(12.96\% \times 6 + 13.384\% \times 6) / (12.96\% \times 8 + *14.72\% \times 4)$

国庫・公経済負担は、基礎年金拠出金に係る分として、基礎年金拠出金の1/3のほか、各制度ごとに平成16年度分として具体的な負担(定額分)が法律で明記されているので、その額を平成11年財政再計算の将来見通しに加算することとする。これによって、実績と平成11年財政再計算の将来見通しの国庫・公経済負担の定額分の違いを消すことができる。具体的な負担(定額分)は以下のとおりである。

【国庫・公経済負担】：次の額(B)を平成11年財政再計算における平成16年度国庫・公経済負担に加算する。

厚生年金	20,628,576,000円
国共済	780,264,000円
地共済	2,127,646,000円
私学共済	258,687,000円
国民年金	5,755,716,000円

実質的な支出額は、保険料収入と国庫・公経済負担で賄う費用であり、給付費、基礎年金拠出金、その他拠出金の合計から追加費用、基礎年金交付金、その他交付金等収入を控除したもので表される。

実質的な支出額 = 給付費 + 基礎年金拠出金 + その他拠出金

－追加費用－基礎年金交付金－その他交付金等収入

上式には、保険料収入や国庫・公経済負担の項は含まれず、保険料率の引上げや国庫・公経済負担の増加は実質的な支出額には影響を与えない。その他拠出金、その他交付金等収入については、国共済、地共済の財政単位一元化により、両共済の間での財政調整拠出金の出入が平成11年財政再計算では反映されていないので、その分を加工する。具体額は以下のとおりである。

【実質的な支出額】：次の額(C)を平成11年財政再計算における平成16年度実質的な支出額に加減する。

国共済	70,828,444,000円を控除。
地共済	70,828,444,000円を加算。

運用収入は、前年度末積立金と当年度の運用収入以外の収支残、運用利回りから計算できる。運用利回り(D)を次のように定義する。

$$D = \text{運用収入} / (\text{前年度末積立金} + \text{運用収入以外の収支残} / 2)$$

平成11年財政再計算において、運用利回りには手を加えず、運用収入以外の収支残を、①保険料率引上げ、②基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の引上げによって加工した結果として運用収入にも、この2つの制度改正が反映されることとなる。個別具体的な変換は前年度末積立金をR、加工前の保険料収入をP、保険料収入・運用収入以外の収支残をSとすると、以下のとおりである。なお、国共済、地共済の財政単位の一元化としての財政調整は、平成16年財政再計算にならない、年度末に処理され、運用収入へは影響がないものとした。

【運用収入】：平成11年財政再計算における平成16年度運用収入(I)を次のように加工する。

厚生年金	$I \rightarrow R \times D + (P \times A + S + B) \times D / 2$ $= I + [B - P \times (1 - A)] \times D / 2$ $= I + [B + P \times \alpha] \times D / 2$
国共済	$I \rightarrow R \times D + (P \times A + S + B) \times D / 2$ $= I + [B - P \times (1 - A)] \times D / 2$ $= I + [B + P \times \alpha] \times D / 2$
地共済	$I \rightarrow R \times D + (P \times A + S + B) \times D / 2$ $= I + [B - P \times (1 - A)] \times D / 2$ $= I + [B + P \times \alpha] \times D / 2$
私学共済	$I \rightarrow R \times D + (P + S + B) \times D / 2$ $= I + B \times D / 2$
国民年金	$I \rightarrow R \times D + (P + S + B) \times D / 2$ $= I + B \times D / 2$

平成11年財政再計算における平成16年度末積立金の加工値は、上記に述べたことを総合させることによって得られる。具体的には、上記の表記を用いて、平成16年度末積立金は、

$$R_{16} = R_{15} \times (1 + D) + (P + S) \times (1 + D / 2)$$

なので、P、Sに係る加工を行うと次のような変換となる。

第3章◆平成11年財政再計算結果との比較

【積立金】：平成11年財政再計算における平成16年度末積立金を次のように変換する。記号はこれまでの記述と同じ。

厚生年金	$R_{16} \rightarrow R_{15} \times (1 + D) + (P \times A + S + B) \times (1 + D / 2)$ $= R_{16} + [B - P \times (1 - A)] \times (1 + D / 2)$ $= R_{16} + (B + P \times \alpha) \times (1 + D / 2)$
国共済	$R_{16} \rightarrow R_{15} \times (1 + D) + (P \times A + S + B) \times (1 + D / 2) + C$ $= R_{16} + [B - P \times (1 - A)] \times (1 + D / 2) + C$ $= R_{16} + (B + P \times \alpha) \times (1 + D / 2) + C$
地共済	$R_{16} \rightarrow R_{15} \times (1 + D) + (P \times A + S + B) \times (1 + D / 2) - C$ $= R_{16} + [B - P \times (1 - A)] \times (1 + D / 2) - C$ $= R_{16} + (B + P \times \alpha) \times (1 + D / 2) - C$
私学共済	$R_{16} \rightarrow R_{15} \times (1 + D) + (P + S + B) \times (1 + D / 2)$ $= R_{16} + B \times (1 + D / 2)$
国民年金	$R_{16} \rightarrow R_{15} \times (1 + D) + (P + S + B) \times (1 + D / 2)$ $= R_{16} + B \times (1 + D / 2)$

なお、厚生年金については、農林年金の統合を、国共済、地共済については、地方事務官制度の廃止をそれぞれ反映した将来見通しを作成し、実績と比較することが、農林年金の統合や地方事務官制度の廃止の影響を除去して分析するために望ましいことであるが、実際、それは困難である。例えば、農林年金の統合を反映させるということは、厚生年金の平成11年財政再計算で使用された基礎率に基づいて旧農林年金の受給者や被保険者の集団がどのような動きをするのか、将来見通しを行うことであるが、これは平成11年財政再計算を対象集団を入れ替えて再び行うことに等しい。保険料率の引上げの違いのような同一集団を対象とする加工は、比較的簡単であるが、年齢構成、男女比、所得水準などが異なる集団についての将来見通しの加工は、実際的には困難であるので、農林年金の統合や地方事務官制度の廃止を反映させていない将来見通しを使用している。